

栃弓連.倫 第601号
令和6年11月14日

会 員 各 位

栃木県弓道連盟
会長 森 茂 行

倫理委員会の設置について

標記の件については、下記のとおり栃木県弓道連盟（以下「本連盟」という。）に倫理委員会を設置する。

記

- 1 目的
本連盟の会員による行為が倫理的に適正であるかを審査する。
- 2 構成員
本連盟の会長、副会長、理事長及び倫理委員会準備室長で構成する。
- 3 委員会の招集
本連盟の会長は、必要と認めた場合に倫理委員会を招集することができる。
- 4 審査内容
全日本弓道連盟が定める「倫理規程」及び「倫理に関するガイドライン」を準拠し、必要な調査、判定、措置を実施する。
- 5 意見照会
倫理委員会の運営に必要な事項は、関係機関に対して意見を求めることができる。